

聖籠町告示第79号

聖籠町地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、新潟県と共同して行う新潟県移住・就業支援事業において、予算の範囲内で地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領及び聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の交付金額は、1万円を上限として、1回に限り、東京までの往復交通費の2分の1以内とする。ただし、面接等を実施した新潟県内企業から交通費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。また、国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

(対象者)

第3条 支援金の対象者は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業し、新潟県内の企業に就業する者に対し、当該支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内の条

件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

（イ） 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

（ア） 新潟県内に所在する企業に就職することが内定していること。

（イ） 卒業後に上記（ア）の内定企業に就職し、聖籠町に移住する意思を有している。

ウ その他の要件として、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 聖籠町暴力団排除条例（平成24年聖籠町条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） その他新潟県又は聖籠町が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 勤務地が新潟県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23

年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 聖籠町からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(交付申請)

第4条 申請者は、聖籠町地方就職支援金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知等)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに聖籠町地方就職支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知し、支援金を支給するものとする。

(返還請求)

第6条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する状況となった場合、支援金の全額又は半額の返還請求をする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、聖籠町が新潟県と協議し、双方がこれを認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から1年以内に第3条第2号アに掲げる要件を満たす内定企業へ就業しなかった場合

ウ 申請日から1年以内に聖籠町に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に第3条第2号アに掲げる要件を満たす職を辞した  
場合。ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号アに掲げる要件  
を満たす新潟県内の別の企業に就業した場合を除く。

オ 転入日から3年未満で聖籠町から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に聖籠町から転出した場合

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、新潟県  
と聖籠町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。